

貴社の業務拡大・発展を応援します!!

- ①建設業許可申請（新規・更新・各種変更）
- ②建築士事務所登録申請
- ③宅地建物取引業免許申請（新規・更新等）
- ④電気工事業登録（届出）申請
- ⑤産業廃棄物処理業許可申請
- ⑥建設コンサルタント登録申請
- ⑦地質調査業登録申請
- ⑧測量業登録申請
- ⑨補償コンサルタント登録申請
- ⑩浄化槽工事業登録申請
- ⑪貸金業登録申請
- ⑫人材派遣事業許可申請
- ⑬古物商営業許可申請
- ⑭解体工事業者登録申請
- ⑮飲食店営業許可申請（喫茶店・レストラン等）
- ⑯食品製造業許可申請（菓子製造業・食肉販売業等）
- ⑰風俗営業許可申請（バー・ゲームセンター等）
- ⑱旅館・美容・クリーニング許可申請
- ⑲建築物飲料水貯水槽登録申請
- ⑳建築物ねずみこん虫等防除業登録申請
- ㉑建築物清掃業登録申請
- ㉒建築物空気環境測定業登録申請
- ㉓工場設置認可申請
- ㉔投資顧問業者登録申請
- ㉕広告物設置許可申請
- ㉖マンション管理業登録申請
- ㉗フロン類回収業者登録申請
- ㉘有料職業紹介事業許可申請

官公庁入札参加（工事・物品） 希望企業を応援します!!

- ①建設業者経営事項審査申請
- ②建設工事競争入札参加資格審査申請
- ③物品買入れ等指名競争参加資格審査申請
- ④測量、建設コンサルタント等指名競争参加資格審査申請

○提出先

- ◇総務省、防衛施設庁、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、関東地方整備局ほか各地方整備局、その他中央官庁、公社、公団
- ◇東京都（財務局、水道局、下水道局、交通局）
中央区ほか22区役所 昭島市ほか各市町村
- ◇神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県ほか、各県庁、各県内市町村

◆建設業許可申請

新規・更新・大臣・知事、特定・一般

○建設業の種類（下記業務を営むものは建設業の許可が必要）

- | | | | |
|----------------|------------------------|------------------|----------------|
| 1. 土木工事業(土) | 9. 管工事業(管) | 15. 板金工事業(板) | 22. 電気通信工事業(通) |
| 2. 建築工事業(建) | 10. タイル・れんが・ブロック工事業(タ) | 16. ガラス工事業(ガ) | 23. 造園工事業(園) |
| 3. 大工工事業(大) | 11. 鋼構造物工事業(鋼) | 17. 塗装工事業(塗) | 24. さく井工事業(井) |
| 4. 左官工事業(左) | 12. 鉄筋工事業(筋) | 18. 防水工事業(防) | 25. 建具工事業(具) |
| 5. とび・土工工事業(と) | 13. 舗装工事業(舗) | 19. 内装仕上工事業(内) | 26. 水道施設工事業(水) |
| 6. 石工事業(石) | 14. しゅんせつ工事業(しゅ) | 20. 機械器具設置工事業(機) | 27. 消防施設工事業(消) |
| 7. 屋根工事業(屋) | | 21. 熱絶縁工事業(絶) | 28. 清掃施設工事業(清) |
| 8. 電気工事業(電) | | | |

※但し建築一式工事で1,500万円未満又は木造住宅で延べ150㎡未満、その他の工事で500万円未満の工事は許可不要

○許可の種類

(1)国土交通大臣の許可……営業所が2以上の都道府県にある時

- (イ) 特定建設業の許可……元請工事業者が1件3,000万円(建築工事は4,500万円)以上の工事を下請させる時
- (ロ) 一般建設業の許可……上記に該当しない場合

(2)知事の許可……営業所が一つの都道府県内にある時

- (イ) 特定建設業の許可……元請工事業者が1件3,000万円(建築工事は4,500万円)以上の工事を下請させる時
- (ロ) 一般建設業の許可……上記に該当しない場合

○技術者の資格表（技能検定を除く）

建設業法	一級建設機械施工技士		土 と ほ
	二級 " (第1種～第6種)		土 と 石 鋼 ほ しゅ 塗水
	一級土木施工管理技士		土 と 石 鋼 ほ しゅ 水
	二級 " (土木)		土 と 石 鋼 ほ しゅ 水
	二級 " (鋼構造物塗装)		塗
	二級 " (薬液注入)		と
	一級建築施工管理技士		建大左と石屋夕鋼 筋板ガ塗防内絶具
	二級 " (建築)		建
	二級 " (躯体)		大と夕鋼筋
	二級 " (仕上げ)		大左石屋夕板 ガ塗防内絶具
	一級電気工事施工管理技士		電
	二級 "		
	一級管工事施工管理技士		管
二級 "			
一級造園施工管理技士		園	
二級 "			
建築士法	一級建築士		建大屋夕鋼内
	二級 "		建大屋夕内
	木造 "		大
技術士法	建設部門		土と電ほしゅ園
	" 「鋼構造及びコンクリート」		土 と 電 鋼 ほ しゅ 園
	農業部門「農業土木」		土 と
	電気・電子部門		電 通
	機械部門		機
	" 「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」		管 機
	水道部門		管 水
	" 「上水道及び工業用水道」		管 井 水
	水産部門「水産土木」		土 と しゅ
	林業部門「林業」		園
	" 「森林土木」		土 と 園
	衛生工学部門		管
	" 「水質管理」		管 水
	" 「廃棄物処理」又は「汚物処理」		管 水 清
電気工事士法	第一種電気工事士		電
	第二種 "	3年	
電気事業法	電気主任技術者(第1種～第3種)	5年	電
水道法	給水装置工事主任技術者	1年	管
消防法	甲種消防設備士		消
	乙種 "		
	地すべり防止工事士	1年	と 井
	建築設備資格者	1年	電
	一級計装士	1年	管